

# 令和6年度中小企業者生産性向上等推進事業に係る実施要領

令和6年4月  
熊本県商工会連合会

## 1 目的

コロナ禍の長期化に加え、物価高、人手不足が続く中、中小企業者の生産性向上や経営課題の解決に向け、ECサイトの構築や生産管理、受発注システムの導入等のデジタル化を推進するとともに、国や県の各種支援制度の効果的な活用に向けた情報提供、さらには産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドラインを満たすセミナーの開催により新規創業者の取組みを後押しし、地域経済の活性化の促進を図る。

## 2 実施機関

本事業の実施機関は、熊本県商工会連合会とする。

## 3 相談窓口（くまもと中小企業デジタル相談窓口）の設置

### （1）設置場所

熊本県商工会連合会内

### （2）業務内容

#### ア 窓口相談

「相談窓口」は申請内容を検討のうえ、事業者または商工会・商工会議所等にヒアリングを行い、簡易な相談については、コーディネーターまたは支援サポーターによる支援を実施することとする。

#### イ 専門家派遣

1の目的に即したテーマで、デジタル化の推進に係る商工会等からの専門家派遣依頼及び窓口への直接相談等で、専門的な指導が必要と判断した場合は、支援課題に合わせ、専門家を選定し、支援を依頼する。

支援後は、当会が専門家から専門家支援報告書を徴取し、各商工会・商工会議所へフィードバックを実施する。

#### ウ 講習会開催

1の目的に即したテーマの講習会に係る企画、周知、専門家の派遣等を実施し、デジタル化の推進並びに、新規創業者の取組みの後押し、地域経済の活性化の促進を図る。

## エ 個別相談会開催

1の目的に即したテーマで、デジタル化の推進に係る個別相談会を開催し、支援課題に合わせ、専門家を選定し、支援を実施する。

支援後は、当会が専門家から専門家支援報告書を徴取し、各商工会・商工会議所へフィードバックを実施する。

## オ 広報周知

熊本県商工会連合会実施の以下の内容について連携をする。

- ①プレスリリースによる周知
- ②ホームページ等による広報・周知
- ③関係支援機関への周知

## 4 事業内容

### (1) 専門家派遣事業

#### ア 実施期間

令和6年4月9日（火）から令和7年2月28日（金）まで

#### イ 相談の実施場所

- ① 熊本県商工会連合会内「くまもと中小企業デジタル相談窓口」
- ② 県下商工会
- ③ 県下商工会議所
- ④ 事業所等

#### ウ 支援対象者

熊本県内の中小企業・小規模の商工業者

営利を目的とする複数連携事業者※1

※1 企業組合や協同組合などが対象。一般社団法人や公益社団法人、医療法人、社会福祉法人等は対象外。

#### エ 支援内容

事業者や支援機関等から「くまもと中小企業デジタル相談窓口」が相談を受けた場合、中小・小規模事業者のデジタル化支援に長けた専門家を派遣（オンライン相談を含む）したうえで、課題把握や解決方法の提案、導入支援等を実施する。

#### オ 実施テーマ

別紙1のとおり

## カ 申請

各商工会・商工会議所が中小・小規模事業者等より専門家の派遣について相談を受けた場合、若しくは商工会・商工会議所が専門家による指導が必要と判断した場合は、企業概要、直近の経営状況、相談内容等の詳細についてヒアリングを実施し、「(様式1) 専門家指導申請書」により、「相談窓口」に申請するものとする。※2

※2 様式1については県の指導によって、変更となる場合がある。なお、相談窓口等も同様の様式を活用する。

## キ 実施

専門家が経営指導を行う場合には、原則、派遣先商工会・商工会議所の担当経営指導員が同行支援を行うものとする。

ただし、業務上やむを得ない事情がある場合には、他の経営指導員または経営支援員、「相談窓口」のコーディネーター等が同行支援を行うこととする。

## ク 留意点

### ① 支援回数

専門家による派遣は、原則、1申請につき5回まで(1回につき3時間以内)とし、合計15時間を上限とする。

### ② 専門家派遣の否決

「相談窓口」は、以下のいずれかに該当する場合、専門家派遣を否決できる。

- ・ 推薦専門家が、支援対象者及び関連企業等に現在、所属しているとき
- ・ 支援対象者と専門家が顧問契約、あるいはそれと同等と判断される関係にあり、派遣がその業務の一環であると判断されたとき
- ・ 専門家が中小企業・小規模事業者等に対して、自らを派遣するよう働きかけたと認められるとき。
  - ・ 「相談窓口」の同意を得ずに、直接中小企業・小規模事業者等と訪問日や指導計画の調整を行ったとき。
  - ・ 一般的な経営知識、技術等の説明に終始する、又は社員を対象とした研修での講義が主体であるなど、特定の経営課題を解決するための支援と認められないとき。
  - ・ 支援対象者の実務を行う、又は支援対象者に取引先を斡旋するなど、支援対象者の自助努力を促す支援と認められないとき。
  - ・ 派遣要請内容が、単に専門家による資料(各種計画書や補助金申請書等を含む)の作成、及び、ホームページ、ロゴ、パッケージデザイン、チラシ等の作成など、明らかに業務上の取引の範疇と認められるとき。
  - ・ その他、「相談窓口」が支援の対象として不適切と認めたとき。

## (2) 講習会

### ア 開催時期

令和6年4月9日（火）から令和7年2月28日（金）まで

### イ 開催場所

県内各団体の会館、または指定場所等

### ウ 参加対象者

熊本県内の中小企業・小規模の商工業者  
営利を目的とする複数連携事業者※3

※3 企業組合や協同組合などが対象。一般社団法人や公益社団法人、医療法人、社会福祉法人等は対象外。

### エ 開催内容

熊本県商工会連合会（くまもと中小企業デジタル相談窓口を含む）の企画による講習会、または参加対象者の属する各団体による申請の講習会について、中小企業者の生産性向上や経営課題の解決に向け、ECサイトの構築や生産管理、受発注システムの導入等のデジタル化、国や県の各種支援制度の効果的な活用に向けた情報提供、さらには産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドラインを満たすセミナーを開催する。

### オ 講習会テーマ

- ① ITツールの活用（業務のデジタル化※4）
- ② D2C※5事業化（EC活用）
- ③ SNS等による情報発信・集客
- ④ キャッシュレス化
- ⑤ その他、デジタル化・IT化・Iot・AI・DX等に関すること全般
- ⑥ 国や県の各種支援制度に関すること全般
- ⑦ 産業競争力強化法における市区町村による創業支援
- ⑧ その他、1の目的に準ずるテーマ

※4 クラウドソフトをベースとした会計ソフト、販売管理システム・顧客管理システムの導入、インボイス対応のためのPOSレジの導入、RPAの導入等。

※5 「Direct to Consumer」の略で、企業が自ら企画・製造した商品を、小売店などを通さず自社ECサイトで直接、顧客に販売する方法。

### カ 講習会開催を申請する場合

所属団体から「(様式2) 団体等講習会申込票」にて、くまもと中小企業デジタル相談窓口へ提出※6

※6 1回の講習会につき1枚の申込票の提出をすること。

## キ 留意点

- ① 参加受講料は無料とする。
- ② 会場が団体や参加事業者の事務所の場合、会場使用料は支払わない。
- ③ 講師の決定、講師との日程調整、謝金・旅費の支払等は、熊本県商工会連合会（くまもと中小企業デジタル相談窓口）で行う。
- ④ 公共施設等の予約は、申込団体にて行う。※7
- ⑤ 当日の運営（司会等）は各団体で実施すること。
- ⑥ その他諸経費は、申込団体で負担すること。

※7 会場使用料は、申込団体より立替払とする。「様式4（立替金精算書求書）」を提出し、熊本県商工会連合会より精算を行う。

## ク 参加方法

開催講習会に合わせ、適宜、「くまもと中小企業デジタル相談窓口」のホームページ等にて周知する。

## (3) 個別相談会

### ア 開催時期

令和6年4月9日（火）から令和7年2月28日（金）まで

### イ 開催場所

県内各団体の会館、または指定場所等

### ウ 支援対象者

熊本県内の中小企業・小規模の商工業者  
営利を目的とする複数連携事業者※8

※8 企業組合や協同組合などが対象。一般社団法人や公益社団法人、医療法人、社会福祉法人等は対象外。

### エ 支援内容

熊本県商工会連合会（くまもと中小企業デジタル相談窓口を含む）の企画による個別相談会、または支援対象者の属する各団体申請の個別相談会について、中小企業者の生産性向上や経営課題の解決に向け、ECサイトの構築や生産管理、受発注システム導入等のセミナーを開催する。

オ 実施テーマ

別紙 1 のとおり

カ 申請

所属団体から「(様式 3) 団体等個別相談会申込票」にて、くまもと中小企業デジタル相談窓口に提出※9

※9 1 回の個別相談会につき 1 枚の申込票の提出をすること。

キ 留意点

- ① 参加受講料は無料とする。
- ② 会場が団体や参加事業者の事務所の場合、会場使用料は支払わない。
- ③ 講師の決定、講師との日程調整、謝金・旅費の支払等は、熊本県商工会連合会（くまもと中小企業デジタル相談窓口）で行う。
- ④ 公共施設等の予約は、申込団体にて行う。 ※10
- ⑤ その他諸経費は、申込団体で負担すること。

※10 会場使用料は、申込団体より立替払とする。「様式 4（立替金精算書求書）」を提出し、熊本県商工会連合会より精算を行う。

ク 参加方法

開催の個別相談会に合わせ、適宜、「くまもと中小企業デジタル相談窓口」のホームページ等にて周知する。

(4) 問合わせ先

ア 名称

くまもと中小企業デジタル相談窓口

イ 住所及び連絡先

- ① 郵便番号：〒860-0801
- ② 住所：熊本市中央区安政町 3-1-3 熊本県商工会館 7 階  
(熊本県商工会連合会内)
- ③ 電話番号：096-223-5568
- ④ E-Mail：kuma-digi@kumashoko.or.jp

※相談窓口にて直接相談を希望の際は、事前にお問い合わせください。